

# 総務省政務三役会議

平成 22 年 5 月 6 日  
15:30 ~ 16:00  
進行：渡辺副大臣

## 1 大臣挨拶

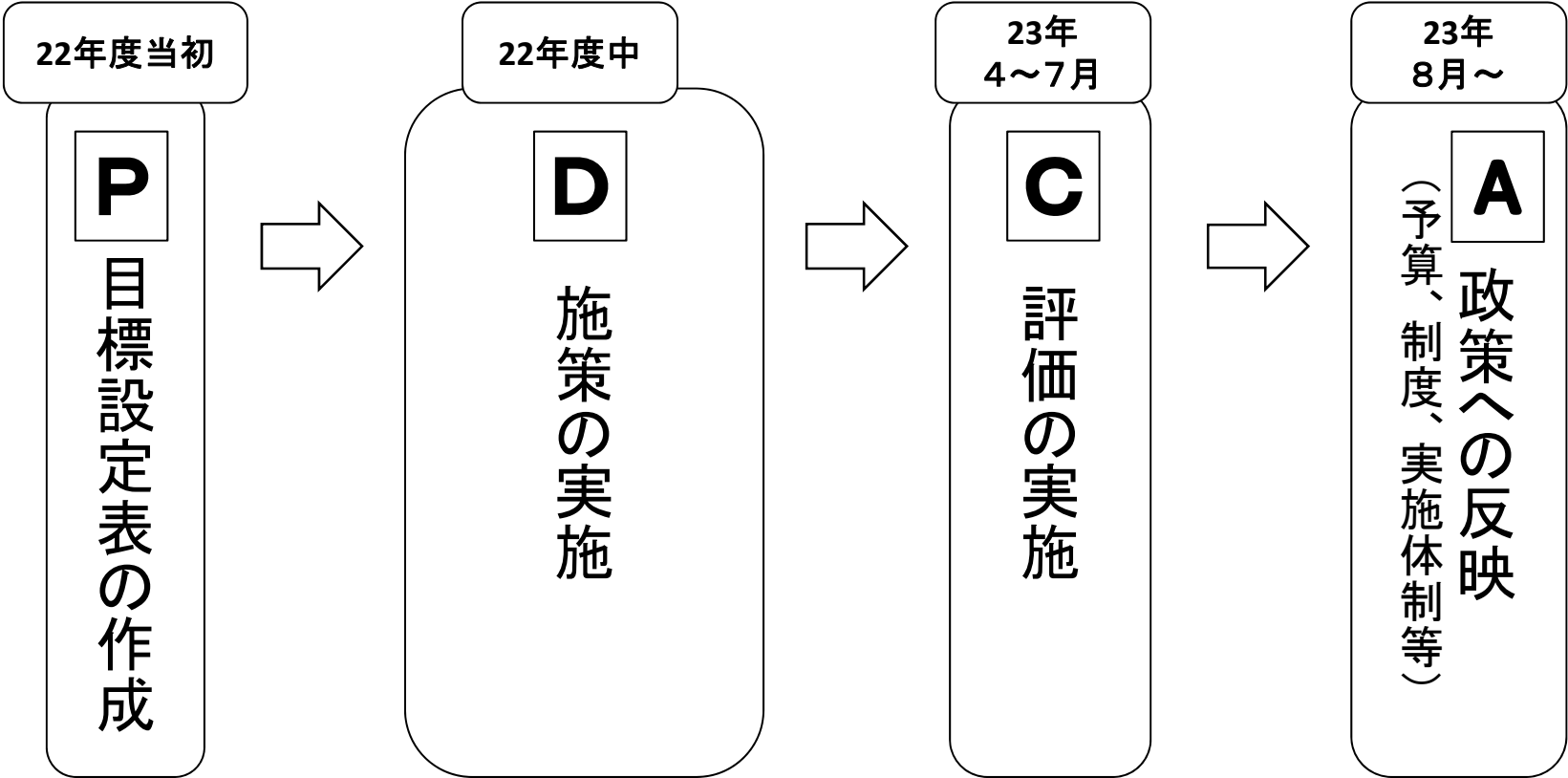
## 2 協議事項

- 総務省における「主要な政策」の評価について (階大臣政務官) 資料 3

## 3 報告事項その他

- 米国訪問の結果について (原口大臣) 資料 4
- 欧州出張結果について (渡辺副大臣) 資料 5
- 南米出張結果について (内藤副大臣) 資料 6
- グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース  
「過去の競争政策のレビュー部会」「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」  
(第 10 回)の結果について (内藤副大臣) 資料 7
- 郵政改革法案について (長谷川大臣政務官) 資料 8
- 「食」に関する将来ビジョン検討本部について (小川大臣政務官) 資料 9
- 第 7 回整備新幹線問題調整会議の概要について (小川大臣政務官) 資料 10

# 総務省における「主要な政策」の評価について



※各部局の政策の基本目標及び指  
標等を整理  
※作成に当たり、パブコメ実施及び  
有識者等から意見聴取

※評価に当たり、  
有識者等から意見聴取

## 総務省の「主要な政策」及びその基本目標

行政分野	主要な政策		評価方式 (※)	基本目標(要約)	主な担当部局
行政改革・ 行政運営	政策1	国家公務員の人事管理の推進	総合	公務員が能力を発揮できる環境を整備するため、人事に関する制度を適切に運用し、的確な人事管理を推進する。	人事・恩給局
	政策2	適正な行政管理の実施	総合	国の行政組織等の減量・効率化に向けた機構・定員等査定の実施を進めるとともに、行政の透明性向上・信頼性確保のため行政手続制度等の適正な運用を図る。	行政管理局
	政策3	行政評価等による行政制度・運営の改善	総合	政策評価の推進、行政評価・監視等により各府省の行政制度・運営の改善を図る。特に行政評価機能の抜本的強化ビジョンに沿った機能強化策の実行を図り、年金記録に関するあっせん等について公正な判断を示す。	行政評価局
地方行財政	政策4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	総合	地域主権型社会の確立に向けた地方制度・地方行政体制の整備等を推進する。	自治行政局
	政策5	地域力創造	総合	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。	自治行政局
	政策6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	総合	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。	自治財政局
	政策7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	総合	地域主権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。	自治税務局
選挙制度等	政策8	選挙制度等の適切な運用	総合	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。	自治行政局 選挙部
電子政府・ 電子自治体	政策9	電子政府・電子自治体の推進	総合	行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図り、ITを活用した便利で効率的な行政の実現を目指す。	行政管理局 自治行政局
情報通信 (ICT政策)	政策10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	実績	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。	情報通信 国際戦略局
	政策11	情報通信技術高度利活用の推進	実績	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネットワーク社会を実現する。	情報流通行政局

## 総務省の「主要な政策」及びその基本目標

行政分野	主要な政策		評価方式 (※)	基本目標(要約)	主な担当部局
情報通信 (ICT政策)	政策12	ユビキタスネットワークの整備	実績	2011年7月を目標として、ユビキタスなデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。	情報流通行政局
	政策13	情報通信技術利用環境の整備	実績	情報通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。	総合通信基盤局
	政策14	電波利用料財源電波監視等の実施	総合	電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進する。	総合通信基盤局
	政策15	ICT分野における国際戦略の推進	実績	二国間・多国間の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援を通じ、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現に貢献する。	情報通信 国際戦略局
郵政行政	政策16	郵政行政の推進	総合	郵政事業の抜本的見直しを図るとともに、親書の送達の事業への民間参入の推進により利用者の利便向上を目指す。国際分野でも利用者利便向上を図る観点からの取組を推進する。	情報流通行政局 郵政行政部
国民生活と 安心・安全	政策17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	総合	先の大戦における一般戦災死没者の追悼及びいわゆる三問題の労苦継承の円滑な推進	官房総務課管理室・ 特別基金事業推進室
	政策18	恩給行政の推進	総合	受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、22年度から本格稼働する業務・システム最適化の成果も生かしつつ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る。	人事・恩給局
	政策19	公的統計の体系的な整備・提供	総合	21年4月に施行された統計法の適切な運用及び21年3月閣議決定「公的統計の整備に関する基本的な計画」の施策を着実に実施する。統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善を検討する。	統計局
	政策20	消防防災体制の充実強化	実績	社会経済情勢の変化、地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化等消防防災行政を取り巻く状況が変化する中で、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安全と安心を向上させる。	消防庁

※「総合」は総合評価方式、「実績」は実績評価方式を指す。

実績評価方式: 達成すべき目標等をあらかじめ設定し、それに対する実績を測定してその達成度合いを評価する方式

総合評価方式: 政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析するなどにより総合的に評価する方式

## 1 日程

平成22年4月30日(金)～5月5日(水)

## 2 主な会談者

### 【サンフランシスコ】

#### [情報通信関係業界]

- グーグル社 ビル・ヴァイル グリーン・エネルギー本部長
- オラクル社 トーマス・クリアン 執行副社長(製品開発担当)  
ソニー・シン インダストリー・ビジネスユニット担当上級副社長
- セールスフォース・ドットコム社 マーク・ベニオフ社長

### 【ワシントンD. C.】

#### [政府関係者]

- 連邦通信委員会(FCC) ジュリアス・ジェナカウスキー委員長
- 国務省 フィリップ・バービーア大使(国際情報通信政策担当)

#### [有識者]

- デヴィッド・グロス ワイリー・レイン法律事務所パートナー(前国務省大使)  
メレディス・ベーカー (FCC委員) 同席
- シーラ・スミス 米外交問題評議会(CFR)日本担当シニア・フェロー

## 3 会談の概要

- ・各会談者との間において、日米両国の情報通信政策などについて幅広く意見交換。
- ・FCC委員長との会談においては、情報通信分野において、日米が協力する必要性を再確認するとともに、クラウド・コンピューティング、サイバーセキュリティなどの面で新たな日米の協力関係の構築に向けて合意。



FCC ジュリアス・ジェナカウスキー委員長との会談模様



国務省 フィリップ・バービーア大使との会談模様

# 渡辺副大臣の欧州出張結果について（番号制度関係）



【スウェーデン】 単一の番号により、国民の個人情報を管理。氏名・住所等は SPAR(情報登録庁)から民間にも有料で提供。

スウェーデン国民は政府による個人情報管理にあまり抵抗がない。これは、古くから教会が住民情報を管理していたという歴史的経緯のほか、政府に対する国民の信頼の高さによるもの。政府への信頼は、政府の透明性と関係があると考えられる。



国税庁・リント'ブrom副長官との会談



ロパトゥカ財務閣外大臣との会談



【オーストリア】 住民登録番号をベースとした行政分野別の番号により、国民の情報を管理(セクトラル方式)。

セクトラル方式による住民登録番号をベースとした住民情報の管理と、社会保障番号による住民の所得情報の管理は別システムのシステム。所得情報を社会保障担当官庁等と共有する場合には、社会保障番号を活用。



【ドイツ】 近年、税務行政でのみ活用する納税者番号制度を導入。ドイツの納税者番号制度は、税務行政の効率化を目的とするものであり、所得の把握を直接の目的とするものではない。納税者番号制度とは別に、社会保障制度と所得情報の連携システムの構築を準備中(通称:ELENAシステム)。



内務省・グローテ事務次官との会談



# 内藤副大臣の南米出張結果について(1)

6 - 1

(4月28日～5月5日)

## 1. ボリビア

コカ大統領府大臣、デルガディージョ公共事業大臣、ソリアノ外務次官等と面談

### (1) 地上デジタル放送日本方式採用の働きかけ

- ・ボリビアは方式決定の最終段階。モラレス大統領以下、政府は日本方式採用の意向。
- ・技術移転(専門家派遣)、人材育成、国営放送への機材整備支援、コンテンツ協力等、日本からの支援パッケージを提出して正式決定を要請。
- ・ボリビア側は5月中に比較試験を実施 ⇒ 6月上旬の決定、公表を目指す。

### (2) リチウム権益獲得に係る働きかけ

- ・ボリビアは電気自動車等の電池製造に不可欠なリチウムの埋蔵量が世界一(全世界埋蔵量の47%)
- ・日本は官民共同でリチウム開発に係る幅広い協力を提案しているところ、その獲得に向けた働きかけを実施。



コカ大統領府大臣との会談



デルガディージョ公共事業大臣との会談

# 内藤副大臣の南米出張結果について(2)

6-2

(4月28日～5月5日)

## 2. 第2回ISDB-T国際ナショナル・フォーラム (於:アルゼンチン)

ISDB-T採用国及び検討中の国から、政府及び民間企業、団体等合計700名が参加、日本からは、総務省のほかNHK、民放連、NEC、シャープ、パナソニック等の幹部が参加。

### (1) 内藤副大臣の基調講演

・採用国間の更なる結束を唱えるとともに、技術、人材面での協力、さらにはコンテンツなど文化面での協力の重要性についてのメッセージを発信。

### (2) 各国大臣等との面談

・アルゼンチン・デビード公共事業大臣、バラニャオ科学技術大臣、ジョルジ産業観光大臣、サラス通信庁長官、ブラジル・マルティンス通信次官、ペルー・クーバ運輸通信省副大臣と面談し、さらなる協力関係及び採用国拡大について会談。また、パラグアイ・ゴンザレス・発展のための情報庁副長官に対して、日本方式採用を働きかけ。

### (3) 日本企業の南米進出支援

・内藤副大臣が昼食会を主催し、各国官民代表者に対して、日本企業からプレゼンテーションを実施。  
・内藤副大臣の各国大臣等とのバイ会談に日本企業が同席し南米市場への関心を表明。  
・フォーラムで日本企業がプレゼンテーションを行うとともに、展示会において日本企業がブース出展。



フォーラムでの基調講演



デビード公共事業計画大臣との会談



**グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース  
「過去の競争政策のレビュー部会」「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」  
(第10回)の結果について**

## 1. 概要

4/27(火)開催の合同部会では、「光の道」整備の在り方検討作業チームの相田主査から「光の道」論点整理(案)、吉川構成員から「光の道」バウチャー・ポイント構想、北構成員から「経済波及効果に関する試算の考え方」について説明後、意見交換が行われた。

## 2. 各事業者・団体の主なプレゼン内容

### (1)「光の道」論点整理案

- ワイヤレスの数値目標は必要ないか。将来的なロードマップを示すべきではないか。【勝間】
- 2015年までの周波数の空き状況や基地局まで光ファイバを敷設するコスト等を考えると、計画的に施策を整理するのは、光ファイバを面的に整備することだと思う。【相田】
- 本日設置する「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数検討ワーキンググループ」の論点として勝間構成員の指摘は入れたいと思う。【山内】
- 利用率「30%→100%」には、利用者の契約をどう扱うかという問題がある。【舟田】
- 利用率向上にキラーコンテンツ等が必要というが、キラーコンテンツ等は政府が作るわけではないので、その存在を前提とした政策立案はあり得るのか。【佐々木】
- ICT6原則に「イノベーションアクセスの自由」等があったが、このような自由が確保できれば、キラーコンテンツ等が出てくるだろうということで良いのではないか。【藤原】

### (2)「光の道」バウチャー・ポイント構想案

- 部会として提言してよいと思うが、バウチャー等を何に使うのかはもう少し検討が必要。【町田】
- 子供手当を絡めるのは反発が強いのではないか。教育バウチャーであれば問題ないが、ブロードバンド料金などが教育の範囲かどうかは微妙。【勝間】

■バウチャーを子供手当に含めても良いが、財政負担がどれぐらいかを示した方がよい。【岸】

### (3)経済波及効果に関する試算の考え方

■原ロビジョンによる新ICTサービス市場の創出の部分は、「光の道」が実現したときに提供される新しいサービスのイメージをもう少し丁寧に出した方がよいのではないか。【徳田】

### (4)その他

■ヒアリング後の追加質問へのソフトバンクの回答は、構成員限りとなっているが、公開を前提に提出するとともに、数字の出典及び組合せの考え方を提出するようにしてもらいたい。【町田、岸、山内】

## 3. 今後の進め方

■「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」のもとに、「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数検討ワーキンググループ」を設置することが決定された。

■次回の日程は、調整の上、事務局から連絡することとなった。

## 郵政改革法案の概要

### 1 内 容

#### (1) 目的

郵政改革の定義、基本的な理念及び方針、国の責務、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めることにより、郵政改革を総合的に推進する。

#### (2) 基本理念

郵政改革は、郵政事業の経営の自主性、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性並びに地域経済の健全な発展及び民間の経済活力の向上への寄与を旨とするとともに、郵政事業における労働環境の整備及び郵政事業と地域経済との連携に配慮しつつ、国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保すること等を基本として行われるものとする。

#### (3) 再編成

日本郵政株式会社は、平成23年10月1日に、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務並びに権利及び義務を合併により承継するものとする。

#### (4) 議決権の保有

政府は、常時、日本郵政株式会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を保有するものとする。日本郵政株式会社は、常時、郵政事業に係る基本的な役務を提供するための契約を締結した銀行及び生命保険会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を、それぞれ保有するものとする。

#### (5) 郵政改革推進委員会

内閣府に、政府の日本郵政株式会社に対する議決権比率が2分の1以下となる等政府の関与が相当程度低下するまでの間、郵政改革推進委員会を置き、内閣総理大臣又は総務大臣が関連銀行、関連保険会社に対して行う(6)の勧告の要否に関する必要な基準等についての調査審議等を行う。

#### (6) 銀行法等の特例等

郵便貯金銀行、郵便保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関し、銀行法、保険業法の特例、郵政民営化法の廃止に伴う経過措置等の所要の規定を設ける。

#### (7) 関連銀行等の業務等

日本郵政株式会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、政府の関与が相当程度低下するまでの間、業務の内容及び方法を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならないものとし、その内容が同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがある場合等は、内閣総理大臣又は総務大臣は、郵政改革推進委員会の意見を聴き、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

### 2 施行期日

平成23年10月1日から施行する。

ただし、郵政改革の基本的な理念等の規定については公布の日、郵政民営化法の廃止、一部の経過措置については公布の日から3か月以内の政令で定める日、郵政改革推進委員会の設置等については公布の日から1年以内の政令で定める日とする。

## 日本郵政株式会社法案の概要

### 1 内 容

#### (1) 日本郵政株式会社の目的

日本郵政株式会社（「会社」）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を行うことを目的とする株式会社とする。

#### (2) 業務の範囲

① 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

ア 郵便法の規定により行う郵便の業務

イ 銀行窓口業務

ウ 銀行窓口業務契約の締結、関連銀行の株式の保有等イを適切に行うための業務

エ 保険窓口業務

オ 保険窓口業務契約の締結、関連保険会社の株式の保有等エを適切に行うための業務

カ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

キ ア～カの業務に附帯する業務

② 会社は、①の業務のほか、その目的を達成するため、または、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、①の業務以外の業務を届出により行うことができる。

#### (3) 責務

会社は、国民の権利として、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

#### (4) 郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

#### (5) 関連銀行等の限度額

日本郵政株式会社が銀行窓口業務、保険窓口業務を提供するための契約を締結した関連銀行、関連保険会社は、一の預金者等から又は一の被保険者につき、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性及び経営状況を勘案して政令で定める限度額を超えて、預金等の受入れ又は保険の引受けを行ってはならず、内閣総理大臣又は総務大臣は、これに違反している等と認めるときは、必要な措置を構すべき旨の勧告をすることができる。

### 2 施行期日

一部を除き、郵政改革法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

## 「食」に関する将来ビジョン検討本部について

### 1. 「食」に関する将来ビジョン検討本部の体制

本部長 赤松農林水産大臣

副本部長 佐々木農林水産大臣政務官

本部員 全府省の大臣政務官及び消費者、生産者、産業界等、各界の有識者等

### 2. 主な検討事項

食料自給率及び食料安全保障ならびに農山漁村活性化について、子ども・大人・お年寄りの視点に立ち、関係府省間で検討・調整を行う。

#### (1) 食料自給率向上及び食料安全保障

食料自給率を10年後に50%にし、食料安全保障に万全を期すための課題の解決に向けて関係府省間で検討・調整を行う。

#### (2) 農山漁村活性化

「食」や「農」の基盤であり、国土保全、美しい自然環境の保全などの多面的機能を発揮される場である農山漁村の活性化を図るための課題の解決に向けて関係府省間で検討・調整を行う。

### 3. スケジュール（案）

- ・ 4月27日 : 第1回 検討本部（立上げ等）
- ・ 5月下旬 : 第2回 検討本部（個別具体案の検討）
- ・ 6月中下旬 : 第3回 検討本部（中間報告）

※更に、夏以降も必要に応じ検討本部を開催し、年末を目途にとりまとめる予定。

## 第7回整備新幹線問題調整会議(概要)

日 時: 平成22年4月23日(金)18:00~19:30

出席者: 三日月国土交通大臣政務官(座長) (小川総務大臣政務官、大串財務大臣政務官は欠席)

### 1 新幹線沿線地方自治体からヒアリング

(長野県佐久市長) 北陸新幹線佐久平駅開業による効果について説明(人口の増加、駅周辺の固定資産税が126倍に増加等)。

(佐賀県鹿島市長) 並行在来線の経営分離に関係なく、県は当然、沿線の自治体に説明し、合意を得て着工を決定すべきだった。また、フリーゲージトレイン(FGT)は重量が重く在来線のカーブの課題がある。その課題が克服されるのであれば、数千億円かけて新線を建設せず、在来線にFGTを導入すればよい。さらにB/Cは全本数が山陽新幹線に乗り入れることを前提としているが技術的に困難であり、再検証すべき。

(鹿児島県薩摩川内市長) 赤字経営である並行在来線の肥薩おれんじ鉄道へ、国が主体となった財政支援を要請。

### 2 質疑等

(鉄道局) 佐久市のように大きな開業効果を受ける自治体がある一方、マイナスの影響を受ける自治体もあるが、その調整を行うのが県の役割。鹿島市長は、三者基本合意後に佐賀県知事と握手をするなど、県からは円満に解決したと聞いており、調整がなされたと認識している。

→(鹿島市長) 三者基本合意案は事前に聞いていない。最後まで同意していない。

→(鉄道局) 認可の前に聞いているはず。また、経営分離後の運賃を上げないため、県とJRが負担していることに一定の評価をするべき。

(国交) 薩摩川内市としては、新幹線開業のプラス部分と肥薩おれんじ鉄道のマイナス部分の両方の影響を受けていると思うが、相殺するとどのように評価しているのか。

→(薩摩川内市長) 新幹線開業によるプラス効果の方が、はるかに大きい。ただし、鹿児島ルート全線開通後は、大阪まで直通する新幹線が川内駅に何本か停車しないと効果がなくなる。

(国交) 佐久平駅の停車本数が開業時より増えている(33本→49本)が、営業主体と連携して取り組んだのか。

→(佐久市長) 従来からの潜在能力があったのだと思う。また思いのほかビジネス客が多く、新幹線定期客も想定外に伸びた。

(国交) 鹿児島県では、肥薩おれんじ鉄道の非沿線自治体含めて基金を造成しているが、非沿線自治体の協力が得られたのはなぜか。

→(薩摩川内市長) 鹿児島市は沿線市ではないが、新幹線開業のメリットが一番大きいこと、また、貨物を残すのは沿線都市だけの問題ではないという趣旨で協力が得られた。